

平成 22 年 5 月 21 日現在

研究種目： 若手研究(B)  
 研究期間： 2007～2009  
 課題番号： 19730067  
 研究課題名(和文) フランス夫婦財産制の研究——比較夫婦財産制の試み  
 研究課題名(英文) A comparative study on family property *régimes*.  
 研究代表者  
 金子 敬明(KANEKO YOSHIAKI)  
 千葉大学・法経学部・准教授  
 研究者番号：80292811

## 研究成果の概要(和文)：

英国法のもとでは、夫婦財産の婚姻中の帰属や婚姻解消時におけるその分配ルールは不明確で予測可能性を欠いており、夫婦財産制の模範として適さない。他方でフランスでは、婚姻カップル及び民事連帯契約カップルのための法定財産制は、恐らく両カップルの親密度の違いに応じて、全く異なっており、しかもいずれも明快な論理に基づいている。かくして、日本夫婦財産制のモデルとしてフランスの制度はより真剣に研究されるに値する。

## 研究成果の概要(英文)：

In English law, rules as to which family property belongs to which member of a couple and as to how those items are divided among them when they break down are criticized as ambiguous and unpredictable. On the contrary, French law has two distinct default *régimes* (*régimes primaires*), *communauté* for a married couple and *séparation de biens* for those in *Pacte civil de solidarité*. Both *régimes* are theoretically clear and used in different contexts, probably reflecting the difference of supposed intimacy among the members of the two types of couple. *Régimes matrimoniaux* in the French system are worth a more serious study here in Japan.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	300,000	90,000	390,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,300,000	240,000	1,540,000

研究分野： 社会科学

科研費の分科・細目： 法学・民事法学

キーワード： エステイト・プランニング

1. 研究開始当初の背景

| 近時、エステイト・プランニングという言葉

葉が人口に膾炙しつつある。エステイト・プランニングとは、ある者が、自分の死とそれを契機に開始する遺産承継という事態を予め念頭に置きながら、生前処分・死因処分を組み合わせを行い、そのようにすることで自分の望む承継（配偶者には自分の死後も生涯自宅に住み続けられるようにしたい、自分の経営してきた個人企業は分割することなく子のうちで最も才覚のある者一人だけに引き継いでもらいたい、等々）が実現されるよう取りはからうことである。

エステイト・プランニングが日本で注目を集めている背景には、高齢化社会の到来という事情がある。リタイアしてから死を迎えるまでに30年以上が経過することも稀ではなくなり、自分が蓄積してきた財産を誰にどう承継させるかについて考えをめぐらす余裕が生じた。これに付随する点として、国民一般の生活にゆとりができたことに伴い、財産を子に承継させるばかりでなく、慈善団体に寄付する等、公共に役立つように使いたいという意識が広まりつつあることも見逃すことができない。また、親子間の承継に話を絞るとしても、一方で子の側からすれば、財産が最も必要な時期に親の財産を相続できず、むしろそれは、保有することに子ほどのニーズを感じていない親が保有しているのであり、ここに世代間での生前の財産移転へのインセンティブが生じることになる。他方で親の側としても、年老いた後の介護問題を考えると、子に全くの無条件で生前贈与するのではなく、財産を承継させるかわりに介護してもらいたいと考えているのが通常である。

かくして、エステイト・プランニングという観念が日本で根付き始めたことには十分な理由が存在する。しかし日本の学界では、これを本格的に検討したものとして、新井誠教授（筑波大学）による先駆的業績くらいしか存在せず、しかもこれは英米のエステイト・プランニングを、特に信託との関係において紹介したものである。しかし、この概念が英米にしか存在しないわけではない。むしろ、高齢化の問題をかかえている社会では多少なりとも同様の概念が存在し、フランスもその例外ではない（*anticipation successorale* などと言う）。相続法の体系という面からは、英米法よりもフランス法の方が日本法にずっと近いことは明らかであり、したがって、日本におけるエステイト・プランニング研究への寄与を志すにあたって、フランス法を参照することには大きな意味があるが、日本ではこれまでそのような作業は全くなされてこなかったと言ってよい。

## 2. 研究の目的

本研究は、1. で述べたような背景のもと、日本で本格的にエステイト・プランニングという分野を開拓するための布石として計画されたものであるが、直接にそれを研究の対象とするものではない。むしろ、諸外国ではエステイト・プランニングに関わる民事法分野として、相続法、贈与法のほかに、日本ではほとんどなじみも研究の蓄積もない夫婦財産制という分野が挙げられていることに着目し、まずは夫婦財産制それ自体について、比較法的な研究を行い、以て、日本の同種の分野への示唆を得ようとするものである。

## 3. 研究の方法

研究の直接の対象は、フランスにおける夫婦財産制であり、そして先述のように、これに関する先行業績は皆無に等しい状態であるから、まずはフランス夫婦財産制のもとで夫婦財産についてどのような法的処遇がされているのかを正確に理解することが、研究期間内での目標となることは言うまでもない。しかし、これだとフランスの夫婦財産制が特権視・至上視されてしまう危険が大きいので、これを相対化すべく、次の2つの工夫を加えることとした。

第1に、最終的には日本法への寄与を問題とする以上、日本法との対比を常に念頭に置かなければならないが、日本法ではこの論点に関する裁判例も極度に不足しているため、日本法の代わりに、この論点に限っていえばフランス法よりも日本法に近い態度を取っているイングランド法を取り上げ、以てフランス法の立場を相対化する。

第2に、このような各国法間での比較とならんで、夫婦に近い性質を有するカップル（同性婚、婚姻外同棲、等々）における財産関係も検討の対象とし、それをふまえて夫婦間の財産関係との比較・相対化も行う。このことは、婚姻とそれに類するカップルとを、当事者間の財産関係という点で比較することにより、法律婚制度を規定することによつてどのような意義があるかという現代的問題に対し、財産的側面から新たな示唆をもたらすことができると考えられる。

## 4. 研究成果

### (1) イングランド法

フランス法との比較の素材としてイングランド法を選択したのは、夫婦財産制に関する限り、後者が日本法の立場にかなり近いと推測されたからであったが、この予測は非常に正しかったと言えることができる。

① 夫婦ないしその他のカップルが関係を継続しているあいだのカップルの財産関係について。基本的には、誰の金銭によって財産が取得されたかが、その財産の帰属を決めることになり、また、婚姻等の関係に入る前に取得された財産の帰属は、そのような関係に入ったことによっては変更されない。もっとも、この基本原則によれば、共働きでないカップルの場合に、働いていない方（大抵は女性であろう）に帰属する財産が不当に少なくなることになり、適切でない、との批判は免れない。

この基本原則は日本法と大差ないが、いくつか注意すべき点がある。第一に、信託宣言により、上記基本原則によれば所有者となるはずの者が実は単なる名義人（受託者）にすぎず、つまり、実質的な所有者（受益者）は別の者である、という場合が存在する。但し、どのような場合に信託宣言があったとされるかについての判例の判断に対しては、簡単に信託設定を認めすぎであるとの批判が強い。第二に、家族の住居についても同様に明示の信託が設定される場合があるほか、判例上、黙示の信託設定ありと認められる場合がある。この黙示の信託設定に関する法理は、いくつかの判例によって非常に複雑に発展させられており、全体として一貫性をもったルールになっていないとの批判も強い。

もっとも、婚姻や同性婚のカップルに関する限り、②でみるように、関係解消時に財産関係を調整する法的手段が存在しているので、以上のルールが不当であったとしてもそこまで問題を生じさせない。これに対して、婚姻外のカップルについては、関係解消時には以上の帰属のルールが当てはめられるだけであり、それをさらに調整することは行われない（子の養育費は別論）ので、以上のルールの妥当性はより直截な問題となる。婚姻外のカップルの財産関係について現在イングランドで立法の検討が行われているのも、このような事情に基づいている。

② 夫婦ないしその他のカップルが離婚等で関係を解消したときの扱いについて（死亡解消の場合は度外視する）。関係解消時には、婚姻ないし同性婚のカップルについてのみ、裁判所は、公正だと考えるやり方で夫婦財産を再分配する権限を有しており、その際には当該事案の全事情が考慮される。このやり方も、（婚姻外のカップルについて内縁準婚理論の適用があり得る点では異なるとしても）日本法の財産分与の実務に非常に似通っている。

もっとも、このような裁判所の権限については、裁量が広いので予測可能性が大きく損なわれているとの批判が一部に存在する。予測可能性と具体的解決の衡平性との balan

スの問題であり、一概に答えの出る問題ではないが、それでも、現行の法状態にヨリ明確な構造を与えるための提案がいくつもなされていることは注目に値する。

## (2) フランス法

計画通りに研究を進めることができなかつたので、フランス法の検討はまだ十分なものではないが、暫定的に次のような点を成果として挙げるができる。

① フランス法のもとで、夫婦財産制（婚姻解消時にどのように夫婦間に財産が分配されるかのルールを含む）として夫婦に与えられる選択肢は、共通制、別産制、後得財産参加制の三つである（それぞれの中でも、夫婦に一定の選択の幅が認められている）。日本法の立場に一番近いのは後得財産参加制であるが、フランスではほとんど用いられていない。

② 対外関係における共通制の特徴は、夫が所有している財産及び妻が所有している財産を、夫・妻それぞれの固有財産及び共通財産の三種類の財産団に分け、夫、妻、またはその両方に対して債権を有する債権者は、その債権の発生時期や性質に応じて、どの財産団を引き当てとできるか（特に、共通財産を引き当てとできるか）が変わってくる、という点に存する。共通財産を引き当てとできる債権の範囲をどのように定めるかは、その財産団の管理権限を有するのは誰なのかや、共通財産が引き当てとされるべきなのは婚姻費用に係る債務だけであるのが望ましいという要請、等のバランスを取って決定されるべきであるが、ともあれ共通制は、法定財産制としてフランスに完全に根付いており、他の二つの選択肢を法定財産制とすることは全く現実的でない。

③ 共通制を共有（ないし法人）の一種として理解しようとする説もあるが、いずれにしても共有の規定が共通制にもあてはまるとされる場合は存在せず、そうだとすればむしろ別種のものとして理解すべきである。

④ パクス（民事連帯契約）関係にあるカップルについては、制度導入当初は、パクス締結後に有償で取得した財産は両当事者の共有関係になると推定される、と規律されており、これには夫婦財産制における共通制に類似した関係をパクスのカップルに与えようという意図があったものと思われる。しかし、実際には両者は全く別物であることが誰の目にも明らかとなり、立法者は 2006 年の改正においてパクスのカップルの法定財産制を別産制へと変更した。この変更は、婚姻と比較した場合にパクス当事者間に濃密な関係が欠けていることに鑑みると、妥当であり、ヨリ財産的にも密な関係が必要ならば別途共有の合意をすれば足りる、と述べる見解

があり、注目される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 金子敬明、フランス信託法の制定について、千葉大学法学論集、査読無、22巻、1号、2007、pp.87-110.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金子 敬明 (KANEKO YOSHIAKI)

千葉大学・法経学部・准教授

研究者番号：80292811

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：